

貴重な資源である 農地を私たちが守りましょう!

農地を許可なく、無断で農業以外の目的に
転用すると法律違反となります!

— 違反転用を発見したら最寄りの農業委員会へ —

農地転用とは？

農地（田や畑など）を、住宅・工場・店舗などの建物、資材置き場、駐車場など農業以外の目的に転用することをいいます。

農地転用が許可制になっているのは？

許可制は、食料の安定供給の基盤である優良農地の確保と、農業以外の土地利用との調整を図り、農地転用を農業上の利用に支障が少ない農地に誘導することを目的として設けられています。

農地転用の許可を受けるには？

農地転用の許可申請の受付は、最寄りの農業委員会事務局で行っています。農地転用を行うときは、事前に農業委員会事務局までご相談下さい。

【農地転用許可手続きの流れ】



— 農地の転用のご注意 —

農地は、国民の食料生産に欠くことはできない貴重な資源です。
「農業以外の目的」で利用(転用)しようとするときは、行政庁による農地法に基づく転用許可が必要です。

まずは、市町農業委員会にご相談ください。

● 農地転用の許可を得ずに転用すると ……

農地の転用許可を受けずに、無断で農地を転用すると法律違反となり、違反転用者には農地の所有者も含め、以下のような措置をとられることがあります。

- 県と農業委員会が工事の中止等を指示し、もとの農地に復元させることがあります。(農地法第51条)
- 個人は、3年以下の懲役又は300万円以下の罰金、法人は1億円以下の罰金という罰則の適用があります。(農地法第64条、67条)

● 農地転用の許可を得て転用したものの ……

農地転用の許可に基づいて工事を終え、その後、別の用途に変える事例が見受けられます。(例:資材置場で農地転用の許可を得て工事を完了し、間もなく分譲住宅を建築)

このような行為は、農地の転用の申請に基づいて、その必要性や確実性等を審査した立場からは理解が出来ず、審査の仕方について反省せざるを得ません。

このため、農業委員会では、より慎重な審査を心がけ取り組んで参りますので、申請者の方々のご理解とご協力をお願いします。

